

令和 2 年度愛媛支部保険料率について

○令和2年度の保険料率に関する支部評議会の意見

令和元年10月に開催した各支部の評議会での意見については、昨年と同様、理事長の現時点における考え（状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。

意見書の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

意見書の提出なし	13 支部 (9 支部)	※()は今年の支部数
意見書の提出あり	34 支部 (38 支部)	
① 平均保険料率 10%を維持するべきという支部	21 支部 (18 支部)	
② ①と③の両方の意見のある支部	7 支部 (13 支部)	
③ 引き下げるべきという支部	2 支部 (6 支部)	
④ その他(平均保険料率に対しての明確な意見なし)	4 支部 (1 支部)	

※ 激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期についても、4月納付分（3月分）以外の意見はほぼなし。

○協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定イメージ

○ 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

全国一本の保険料率
(20年9月まで)

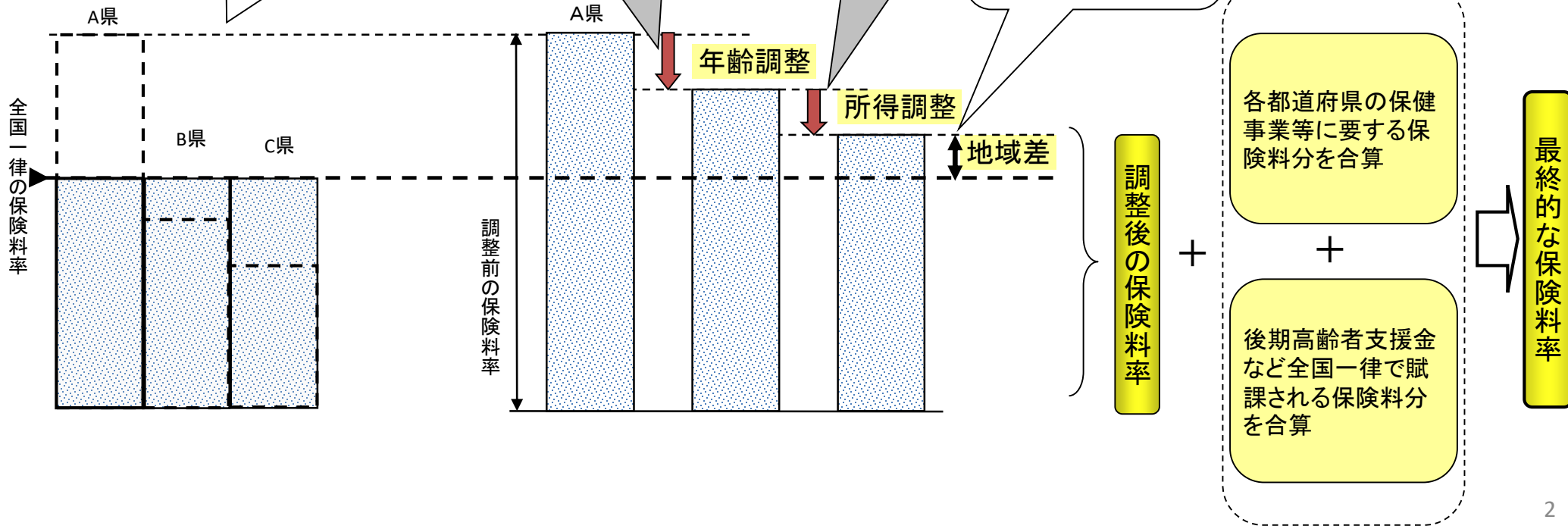
都道府県単位保険料率(20年10月から) : 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。



○令和2年度愛媛支部保険料率

令和2年度の都道府県単位保険料率

- = 第1号都道府県単位保険料率(医療給付費に係るもの)
- + 第2号都道府県単位保険料率(現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等)
- + 第3号都道府県単位保険料率(業務経費、一般管理費、準備積立等)
- 収入等見込額相当率(日雇いの保険料収入、雑収入等)

(単位:%)

	医療給付費についての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費についての調整後の 保険料率 (a + b)	所要保険料率 (a + b + 4.73※1)	保険料率 (愛媛支部精算※2反映後) (インセンティブ※3反映前) (c)	保険料率 (愛媛支部精算反映後) (インセンティブ反映後) (d)
		年齢調整	所得調整				
全 国	5.27	—	—	5.27	10.00	10.00	10.00
38 愛 媛	5.81	0.04	▲ 0.48	5.36	10.09	10.06	10.07

※1 共通保険料率4.73% = 第2号都道府県単位保険料率3.89% + 第3号都道府県単位保険料率(平成30年精算分を除く)0.87%
 - 収入等見込額相当率(平成30年精算分を除く)0.03%

※2 平成30年度愛媛支部精算分 = ▲0.03%

※3 平成30年度愛媛支部インセンティブ = +0.004%(上位23支部に入っていないため、加算のみで減算なし)

【参考:愛媛支部保険料率の推移】

	平成20年10月(協会設立)		平成21年9月～		平成22年4月～		平成23年4月～		平成24年4月～		平成25・26・27・28年		平成29年4月～		平成30年4月～		平成31年4月～	
	保険料率	差	保険料率	差	保険料率	差	保険料率	差	保険料率	差	保険料率	差	保険料率	差	保険料率	差	保険料率	差
愛媛	8.20%	0.00	8.19%	-0.01	9.34%	0.00	9.51%	0.01	10.03%	0.03	10.03%	0.03	10.11%	0.11	10.10%	0.10	10.02%	0.02
全国平均	8.20%		8.20%		9.34%		9.50%		10.00%		10.00%		10.00%		10.00%		10.00%	

○令和2年度都道府県単位保険料率における保険料率別支部数と令和元年度からの変化（暫定版）

保険料率 (%)	支部数
10.73	1
10.41	1
10.34	1
10.33	1
10.32	1
10.30	1
10.28	1
10.25	2
10.22	2
10.20	1
10.17	2
10.15	1
10.14	3
10.07	1
10.06	1
10.05	1
10.03	1
10.01	2
9.99	1
9.97	1
9.95	1
9.93	1
9.92	1
9.91	1
9.88	3
9.87	1
9.81	2
9.79	1
9.77	4
9.75	1
9.73	1
9.71	1
9.70	1
9.59	1
9.58	1

} 24

} 23

愛媛

令和元年度保険料率 からの変化分		支部数
料率(%)	金額(円)	
+0.15	+210	1
+0.11	+154	1
+0.10	+140	1
+0.09	+126	2
+0.08	+112	1
+0.07	+98	2
+0.06	+84	1
+0.05	+70	1
+0.03	+42	2
+0.02	+28	6
+0.01	+14	3
0.00	0	2
▲0.01	▲14	3
▲0.02	▲28	5
▲0.03	▲42	3
▲0.04	▲56	3
▲0.05	▲70	2
▲0.06	▲84	1
▲0.07	▲98	2
▲0.08	▲112	1
▲0.09	▲126	1
▲0.11	▲154	1
▲0.12	▲168	1
▲0.13	▲182	1

} 21

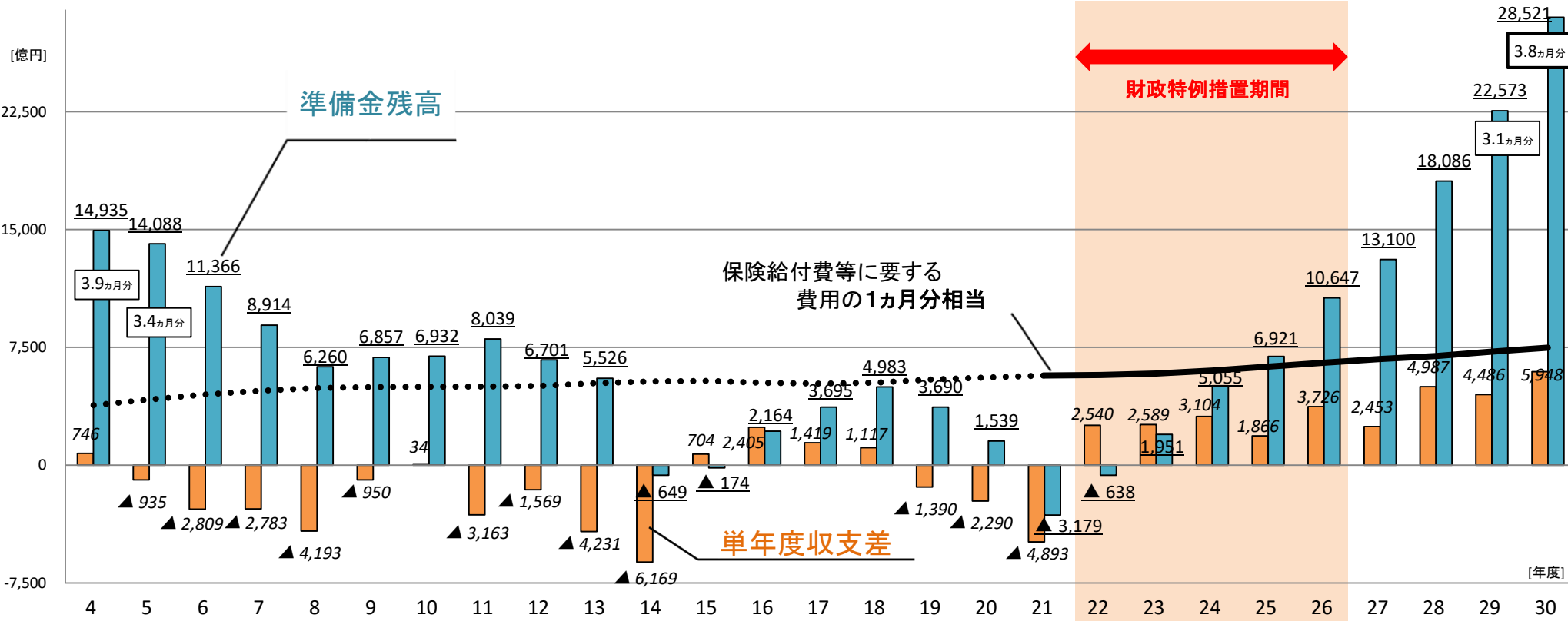
} 24

愛媛

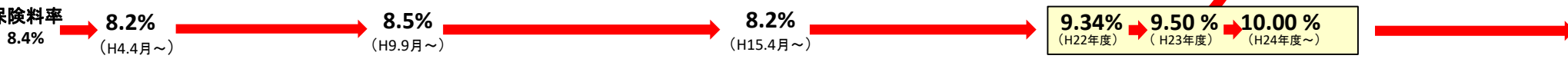
注1. 「+」は令和2年度保険料率が令和元年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
 2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額、労使折半後)の増減である。

○単年度収支差と準備金残高等の推移 (協会会計と国の特別会計との合算ベース)

○ 協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1ヵ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。



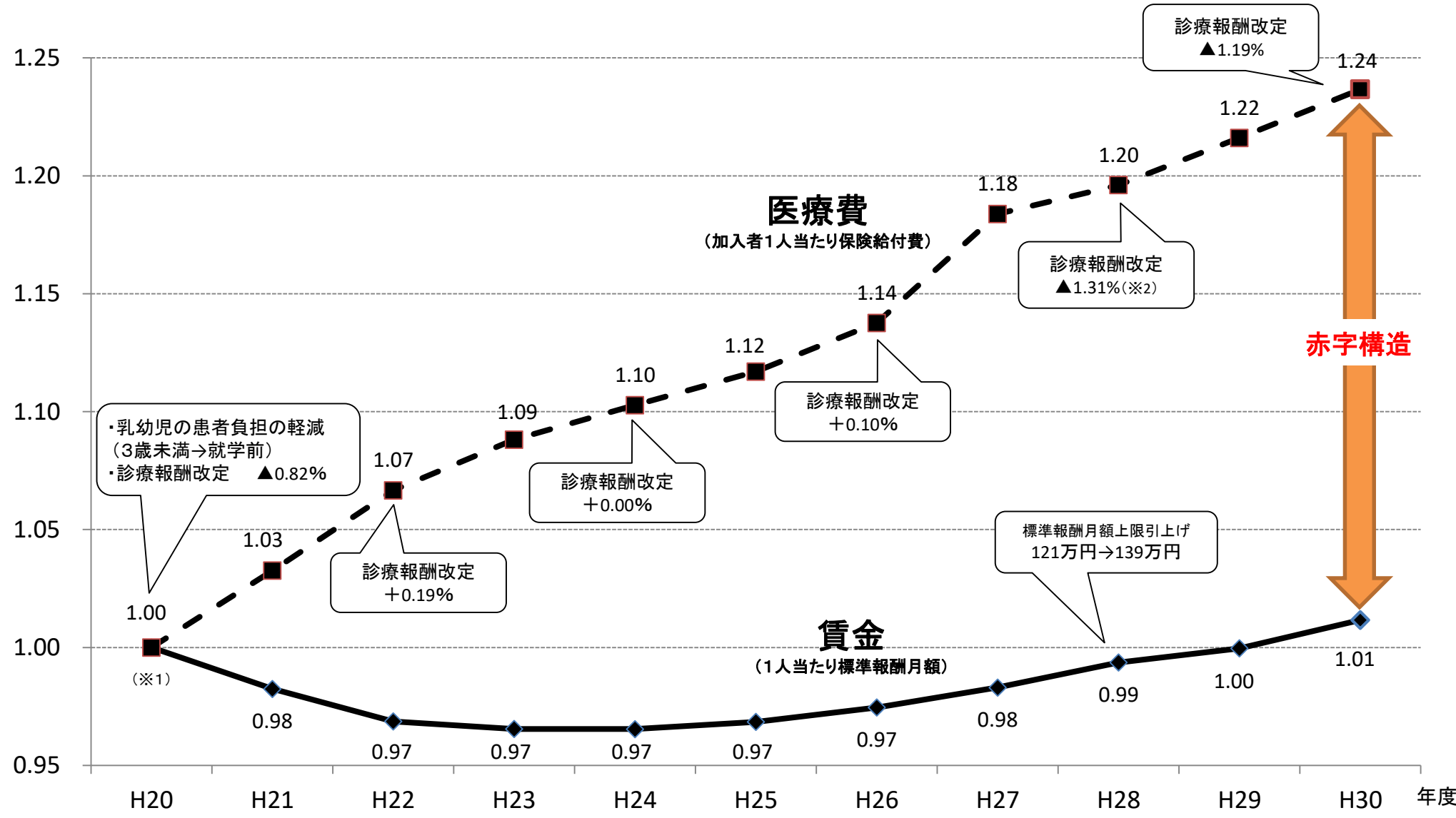
(4年度) 国庫補助率 16.4%→13.0%
 (6年度) 食事療養費制度の創設
 (9年度) 患者負担2割
 (10年度) 診療報酬・薬価等のマイナス改定
 (12年度) 介護保険制度導入
 (14年度、16年度、18年度、20年度) 診療報酬・薬価等のマイナス改定
 (15年度) 患者負担3割、総報酬制へ移行
 老人保健制度の対象年齢引上げ(14年10月～)
 (20年度) 後期高齢者医療制度導入
 (22年度) 国庫補助率 13.0%→16.4%
 (27年度) 国庫補助率 16.4%
 (28年度、30年度) 診療報酬・薬価等のマイナス改定



(注) 1.平成8年度、9年度、11年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 2.平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

○協会けんぽの保険財政の動向

●近年、医療費(1人当たり保険給付費)の伸びが賃金(1人当たり標準報酬月額)の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造



(※1) 数値は平成20年度を1とした場合の指数で表示したもの。
 (※2) ▲1.31%は、28年度の改定率▲0.84%に薬価の市場拡大再算定の特例の実施等も含めた実質的な改定率である。

【被保険者代表】

- 昨年度と同じ意見になるが、平均保険料率は10%維持のままでよかったと思う。
- 地域で保険料率の差をつけている現在の制度を総括する時期ではないか。協会けんぽが発足した当時は試みとしてよかったと思うが、支部ではどうしようもないところもあり、これだけ料率の差が広がっている中で、発足から10年、激変緩和措置も終了することから、総括するののも一つの手ではないかと思う。医療費や保険者機能についてはインセンティブ制度をさらに充実させることで保険者としての努力を促していくことがよいのではないか。

【事業主代表】

- 各支部の料率の乖離率を1%以内にするなどの目安が必要ではないか。地域ごとの環境によって医療給付費が上がることもある。支部の努力を評価し、保険料率の差を抑制していく手段の一つがインセンティブ制度であると思うが、施策をきちんと実施している支部については乖離率を1%以内にする等必要ではないか。競争させたところで、努力しても報われない支部もあり、差が広がる一方ではないか。

【学識者経験者】

- 来年度の愛媛支部保険料率が10.02%と全国平均の10.00%に近付いてきており、個人的な見解としては望ましい数値ではないかと思う。
- 平均保険料率10%はやむを得ないと思うが、同じ保険者で同じサービスを受けているのに各支部で保険料率が違うのは好ましくないのではないか。全国統一の保険料率にすることができればと思う。

○令和元年度の都道府県保険料率にかかる支部長意見

平均保険料率10%維持に関しては、中長期の試算で保険料率を引き下げたとしても、数年後には引き上げざるを得ないことから妥当と思われる。今後は平均保険料率の上げ下げだけの議論ではなく、更なる医療費適正化及び医療保険制度を取り巻く構造全体への議論が必要であると考えます。

また、愛媛支部保険料率を10.02%と設定することに関しても、現行の制度上やむを得ないものと考えますが、平成31年度都道府県単位保険料率において、平成29年度精算を考慮せず激変緩和措置も講じない場合、最高保険料率支部と最低保険料率支部の所要保険料率差が1.3%となる。年齢構成及び所得構成以外に、保険者努力では如何ともし難い要因もあるはずであり、それらの要因により発生する医療給付費が全て当該支部加入者の負担となることについて、本来平等であるべき公的医療保険制度の主旨から考えても疑問に思う。平成32年3月末に激変緩和措置が終了するが、広がりすぎた支部間の差を縮小するため、現行の年齢調整及び所得調整以外に、保険者や加入者の努力では如何ともし難い要因を調整するための新たな調整方法を検討する必要があると考えます。

○令和2年度保険料率に関する評議会意見（令和元年度第2回評議会）

【評議会意見】

- 中長期的に考えると平均保険料率10%を維持すべきであるが、社会状況の変化が激しい現在においては、短期的な視点も兼ね備えておく必要があると考える。
- インセンティブ制度を周知し、加入者の健康づくりを進めていくことが重要である一方、医療費の伸びを抑えるためには中央における診療報酬体系に関するさらなる議論が必要である。医療を提供する側と享受する側の双方に意識改革が必要である。

【学識経験者】

- 実質賃金でみるとシミュレーションほどの芳しい状況ではない。中小企業も含め従業員の今後の生活を考えれば、これ以上保険料率を上げるのは厳しい状況となる。今後の見通しを見ると引き下げは困難であり、せめて10%を維持していくことが必要。
- 10%維持は致し方ないと思うが、この激変の時期に中長期の見通しができるのかということを感じる。インセンティブ制度の目的を理解していただき、国民意識の改革をしないと、インセンティブ制度を実施する意義につながらない。一人一人の努力は小さくても積み重ねて改善していくことで負担は軽減されるという意識改革を、時間はかかるが取り組んでいく必要がある。

【事業主代表】

- 国会でも、将来11%やむなしとの話も出ていたと思う。労働者の減少も進み定年が70歳との話も出ている。これまでIT化が進み、今後はAIが普及していく。これまでの常識は通用しない。長期的なプランは立てにくいのではないか。下げるときに下げておいて、将来一気に上げることはできないと思う。
- 医療費の仕組みを抜本的に改革していくことを中央でやっていただきたい。収支を見ると国庫補助がなければ赤字である。保険料率も限界となれば、今後、医療費の増加とともに国庫補助を増やさなければならなくなるが、それは我々が納める税金の負担である。
- 個人開業医などでは、ジェネリックの話をして「うちは、そんなものは使わないよ」と言っているところがある。医師の診療報酬も含めて大きな視点で議論が必要。過酷な労働条件の勤務医を評価し、開業医は見直してもよいのではないか。診療側の収入が全てオープンにされると、健康保険料率の上昇もやむを得ないという話になるかもしれないが、健康保険料率の上昇という議論だけだとやりきれない気持ちになる。

【被保険者代表】

- 10%の維持が最適と考える。社会情勢から見て、中小企業は疲弊している。10月からの消費税の増税もあり、今後、中小企業の負担をこれ以上増やすわけにはいかない。
- 結論的には、10%維持の方針でよいと考えるが、中長期的なあり方と、それを前提とした結論付けでいいのか。将来を見通せない状況もあり、前提をゼロベースで考え直し、3年とかもっと短期でみていく必要もあると思う。また、意識改革が、医療を受ける側、医療を提供する側にも必要である。

○介護保険の平成31年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和2年度は、令和元年度末に見込まれる不足分(467億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.79%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.73%から令和2年4月以降に1.79%へ引き上げた場合の令和2年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 2,597円 (74,874円 → 77,471円) の負担増

〔月額〕 192円 (5,536円 → 5,728円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.525月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和元年度(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額によって算定したものである。

○協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		30年度	R1年度	R2年度	備考
		決算	直近見込 (R1年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)	
収入	保険料収入	8,664	10,091	10,905	H30年度保険料率： 1.57% R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% 納付金対前年度比 ⇒ ▲208
	国庫補助等	879	515	-	
	その他	-	-	-	
計		9,543	10,606	10,905	
支出	介護納付金	10,130	10,671	10,463	
	その他	18	-	-	
	計	10,148	10,671	10,463	
単年度収支差		▲ 605	▲ 65	443	
準備金残高		▲ 403	▲ 467	▲ 25	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

(参考)

令和2年度都道府県単位保険料率 算定にかかる基礎データ

○令和2年度都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ

- 医療給付費に関する都道府県単位保険料率は、下記の基礎データを用いて算定する（年齢調整及び所得調整を含む）。

- ・ 都道府県支部別・年齢階級別加入者数
- ・ 都道府県支部別医療給付費
- ・ 年齢階級別加入者1人当たり医療給付費
- ・ 都道府県支部別総報酬額

- 注
- ・ 上記の都道府県支部別・年齢階級別加入者数及び都道府県支部別総報酬額については、平成30年度の実績データを集計したものに、全国計における令和2年度の見込み値の平成30年度の実績値との比率を乗じて算出。
 - ・ また、都道府県支部別や年齢階級別の医療給付費については、平成30年度の実績データを集計したものから、東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う窓口負担の減免措置に係る影響額（窓口負担減免額及び波及増分に係る額）を控除したうえで、全国計における令和2年度の見込み値との比率を乗じて算出。
 - ・ なお、医療給付費については、国庫補助金及び特別の事情に係る額（原子爆弾被爆者に係る医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

- 上記のほか、都道府県単位保険料率の算定にあたっては、「健康保険法第160条第3項第2号経費」、「同条第3号経費」、「平成30年度の都道府県支部別の収支差」及び「インセンティブ制度による都道府県支部別加減算額」も必要となる。

○都道府県支部別・年齢階級別加入者数（令和2年度見込み）

（百人）

	合計	0~4	5~9	10~14	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~
全 国	413,450	19,916	22,056	22,822	24,463	27,111	27,461	30,753	34,113	39,768	40,093	33,520	30,908	29,064	20,978	10,423
38 愛 媛	5,570	279	317	323	344	358	354	415	461	535	520	433	432	401	271	127

- ・各支部の年齢階級別加入者数の平成30年度実績に、全国計の加入者数の令和2年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・数値は、年度の平均値

（参考）令和元年度見込み

（百人）

	合計	0~4	5~9	10~14	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~
全 国	410,660	20,424	22,254	22,750	24,537	26,937	27,796	31,354	34,658	40,518	38,394	32,173	30,405	28,696	20,841	8,923
38 愛 媛	5,614	290	323	325	351	363	370	430	473	551	500	426	438	396	271	107

○都道府県支部別医療給付費（令和2年度見込み）

（百万円）

全 国 計	5,236,260
38 愛 媛	71,202

- ・各支部の医療給付費の平成30年度実績から東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う窓口負担減免措置による窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除した額に、全国計の医療給付費の令和2年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

（参考）令和元年度見込み

（百万円）

全 国 計	5,000,881
38 愛 媛	68,751

○年齢階級別 加入者1人当たり医療給付費（令和2年度見込み）

(円)

計	126,648
0～4歳	185,454
5～9	88,959
10～14	70,371
15～19	56,522
20～24	53,154
25～29	65,820
30～34	75,203
35～39	81,913
40～44	91,362
45～49	110,447
50～54	141,914
55～59	179,753
60～64	226,073
65～69	289,631
70～74	416,594

(参考) 令和元年度見込み

(円)

計	121,777
0～4歳	178,601
5～9	87,593
10～14	68,902
15～19	54,618
20～24	51,547
25～29	63,842
30～34	73,286
35～39	79,701
40～44	88,470
45～49	107,143
50～54	137,739
55～59	173,470
60～64	218,094
65～69	281,564
70～74	420,281

- ・平成30年度実績における年齢階級別加入者1人当たり医療給付費から、東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除して得た額に、年齢階級計の加入者1人当たり医療給付費の令和2年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除している。

○都道府県支部別総報酬額（令和2年度見込み）

(百万円)

全国計	99,374,307
38 愛媛	1,226,441

(参考) 令和元年度見込み

(百万円)

全国計	96,555,391
38 愛媛	1,206,586

- ・標準報酬月額と標準賞与額のそれぞれについて、各支部の平成30年度実績に、全国計の平成30年度実績に対する令和2年度見込みの比率及び予定保険料納付率(約0.993)を乗じて支部の標準報酬月額及び標準賞与額の見込みを算出し、それらを合算。

○都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて（令和2年度見込み）

【支出】

（百万円）

法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費(国庫補助を除く)	5,236,260
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等(国庫補助、日雇拠出金を除く)	445,544
・拠出金等(国庫補助を除く)	3,420,428
・前期高齢者納付金	1,316,486
・後期高齢者支援金	2,103,860
・退職者給付拠出金	68
・病床転換支援金	13
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費(国庫補助を除く)	164,588
・一般管理費(国庫負担を除く)	49,478
・貸付金	166
・雑支出	69,720
・準備金積立て	544,454
*事務経費・雑支出(国)	37,027
合 計	9,967,665

【収入】

保険料収入	
・保険料収入(一般分)	9,937,431
その他収入	
・貸付金返済収入	166
・雑収入	25,356
*日雇特例被保険者保険料収入	1,463
*雑収入等(国)	3,249
合 計	9,967,665

- ・ *については、国の予算において計上されるもの。
- ・ 第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。
- ・ 第2号経費及びその他収入において、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号経費及びその他収入において、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

(参考) 都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データについて (令和元年度見込み)

【支出】

(百万円)

法第160条第3項第1号経費	
・医療給付費(国庫補助を除く)	5,000,881
法第160条第3項第2号経費	
・現金給付費等(国庫補助、日雇拠出金を除く)	446,255
・拠出金等(国庫補助を除く)	3,410,455
・前期高齢者納付金	1,313,225
・後期高齢者支援金	2,097,035
・退職者給付拠出金	183
・病床転換支援金	13
法第160条第3項第3号経費	
・協会業務経費(国庫補助を除く)	153,024
・一般管理費(国庫負担を除く)	53,219
・貸付金	161
・雑支出	101,859
・準備金積立て	519,029
*事務経費・雑支出(国)	32,133
合 計	9,717,016

【収入】

保険料収入	
・保険料収入(一般分)	9,655,539
その他収入	
・貸付金返済収入	161
・雑収入	59,155
*日雇特例被保険者保険料収入	1,618
*雑収入等(国)	543
合 計	9,717,016

- ・ *については、国の予算において計上されるもの。
- ・ 第1号経費の医療給付費は、特別の事情に係る額(原爆医療費及び療養担当手当に係る額等)を控除したものであり、当該控除額は第2号経費の現金給付費等に含まれている。
- ・ 第3号経費及びその他収入において、平成29年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。